

少量危険物の運用基準

制定 平成31年4月1日

西尾市消防本部

目次

危険物数量の算定（屋外、屋内共通）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（屋外の場合）・・・・	P 2
屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準・・・・・・・・	P 3
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（屋内の場合）・・・・	P 6
屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準・・・・・・・・	P 9
参考資料	
少量危険物の届出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
様式第 16 号（第 9 条関係）少量危険物届出書 書き方見本・・・・・・・・	P13
少量危険物屋外タンク貯蔵所設置構造図（例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
少量危険物屋内貯蔵所設置構造図（例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P15

凡例

本基準に使用した法令名称等の略称は、次のとおりである。

「条例」西尾市火災予防条例

危険物数量の算定（屋外、屋内共通）

1 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

2 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。（１日に想定される最大数量）

3 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合

(1) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大きい方の量とする。

(2) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（屋外の場合）

1 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

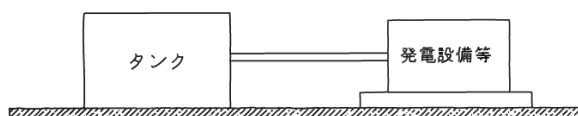
施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、2 m 以上の離隔距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合はそれぞれの施設ごととする。

2 タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

屋外タンク（タンクごとに1 m以上の離隔距離（側板間の最短距離）が確保できているものに限る。）はそれぞれを一の施設とする。

3 タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱い同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。



4 屋外及び屋内が混在する場合

屋外及び屋内にある少量危険物等貯蔵取扱所は配管等で接続されている場合は、原則別の施設とする。ただし、工程上関連性、連続性が高く、同一施設として規制すべきと思われる場合はこの限りでない。

屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第 35 条の 3）

【条文】

第 35 条の 3 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	1 メートル以上
その他の場合	指定数量の 5 分の 1 以上 2 分の 1 未満	1 メートル以上
	指定数量の 2 分の 1 以上指定数量未満	2 メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びたためす又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【留意事項】

1 貯蔵、取扱い場所の明示

境界の明示は、当該少量危険物貯蔵取扱所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う範囲を明確にするもので、周囲の囲い、排水溝、さく、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。

ただし、雨水等により容易に消失するものは不可とする。

2 周囲の空地（保有空地）、防火上有効な塀（第 2 項第 1 号）

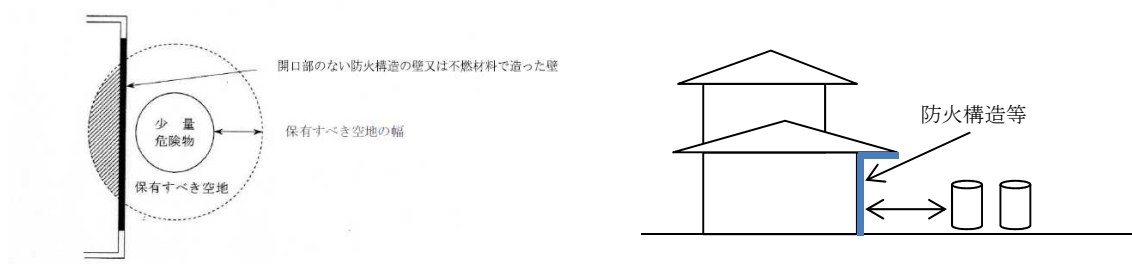
(1) 保有空地は、施設が火災になった場合、又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するための空地であり、かつ、消防活動に使用する空地をいう。

「危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所」とは、タンクにあってはタンクをいい、その他のものにあっては上記 1 の範囲をいう。

なお、「タンク又は金属製容器」と「その他の場合」が施設内に混在する等、各々別々に該当空地幅を保有することが適当でないときは、当該施設範囲全体から「その他の場合」の空地を確保すること。

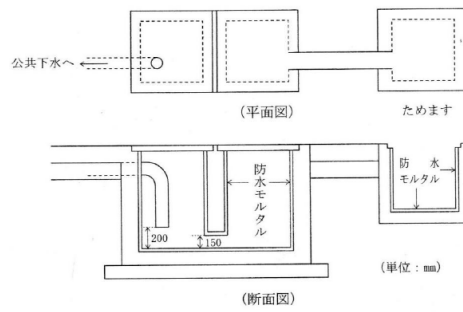
(2) 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

- (3) 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火に支障となるものを設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は、平成8年2月13日消防危第27号によること。
- (4) 設置場所が海、河川に面する等、立地条件が防火上安全な場所は、条例39条の3を適用し、空地の幅を減ずることができる。
- (5) 防火上有効な塀は、次による。
- ア 材質は、特定不燃材料とする。
 - イ 高さは、1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。
 - ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。
 - エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。
- (6) ただし書に規定する壁
- 「開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。
- ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階の高さとする。
 - イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。

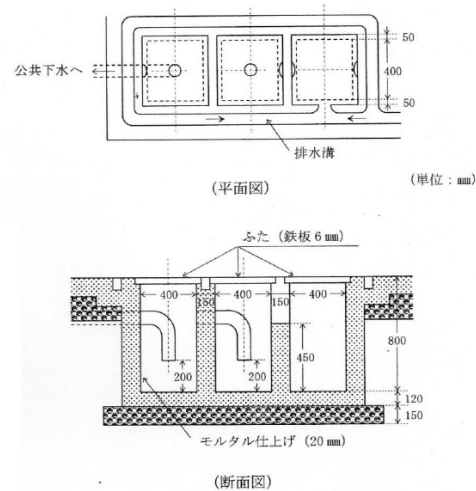


3 液体の危険物を取り扱う設備（第2項2号）

- (1) 囲いの高さ15cm以上とする。
- (2) 囲いは、内部にある最大の設備の容量又は各設備における1時間の最大取扱量のいずれか大なる量を貯留できるものとする。
- (3) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次による。なお、容量は上記(2)による。
- ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝（深さ及び幅は10cm以上）等を設ける場合
 - イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合
 - ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合
- (4) 「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等がある。
- (5) ためます及び油分離装置については、次の例がある。
- ア ためますと油分離装置が別々の場合

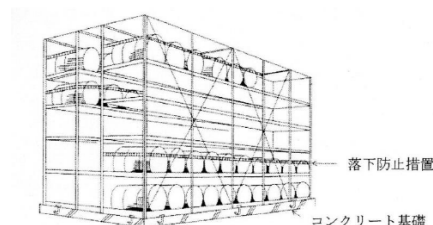


イ ためますを含んだ油分離装置の場合



4 架台の構造 (第2項第3号)

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量にたいして十分な強度を有し、かつ、地震等により座屈を生じない構造であることをいう。
- (2) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定する。
- (3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しな措置を講じる。



5 ポータブル給油設備

- (1) 保有すべき空地はその他の場合の空地の幅とする。
- (2) 取扱いは、防油堤内の小分けとする。ただし、引火点 40℃以上の危険物で、流出防止を講じた場合に限り、車両等へ直接給油可能とする。

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（屋内の場合）

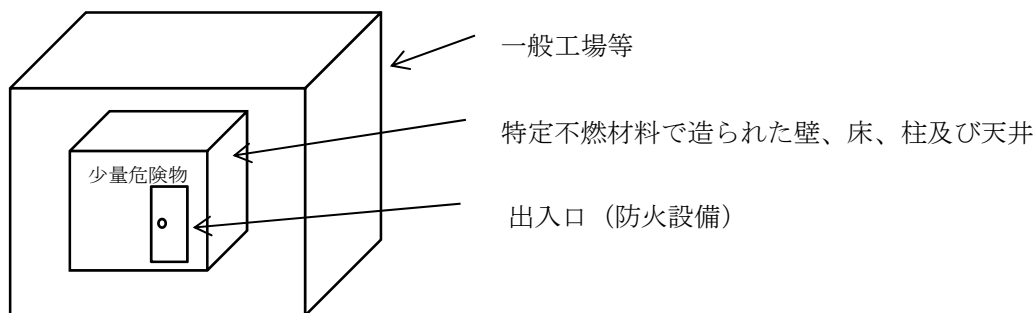
原則として建築物ごととする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

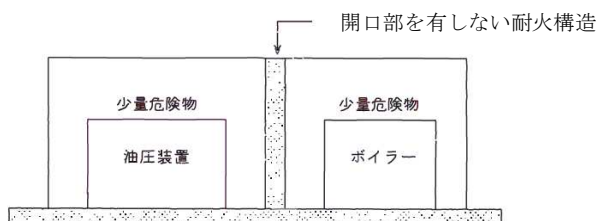
1 危険物を取り扱う設備の場合

(1) 不燃区画例

危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く）を有しない特定不燃区画で他の部分と区画されている場所



※なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることはできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合はこの限りでない。

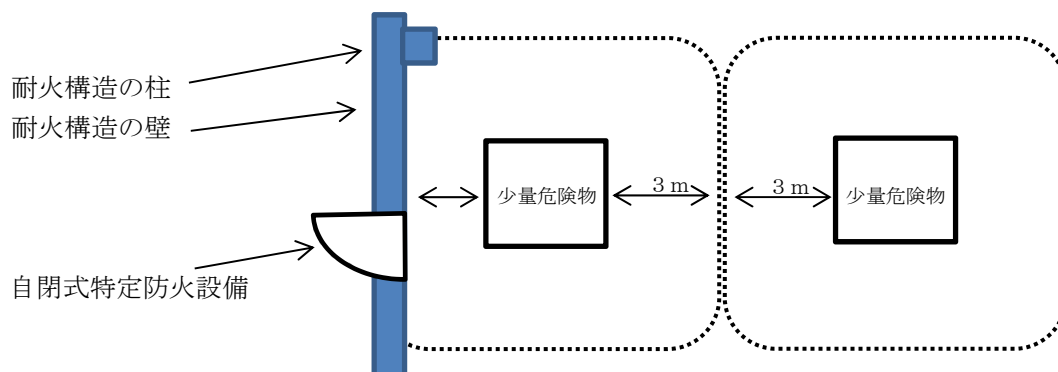


(2) 屋内空地例

危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空地が保有されている場所

ア 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。

イ 複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。



(3) 外壁例

ア 危険物を取り扱う建築物の外壁を特定不燃材とし、建具を防火設備とした場所（保有空地不要）

イ 前記アの建築物の周囲 2 m 未満に前記ア建築物が隣接する場合、それぞれの取り扱い数量を合算すること。ただし、いずれかの建築物の延焼のおそれのある部分に出入口（常閉式の防火設備）以外の開口部を有しないものについては、この限りではない。

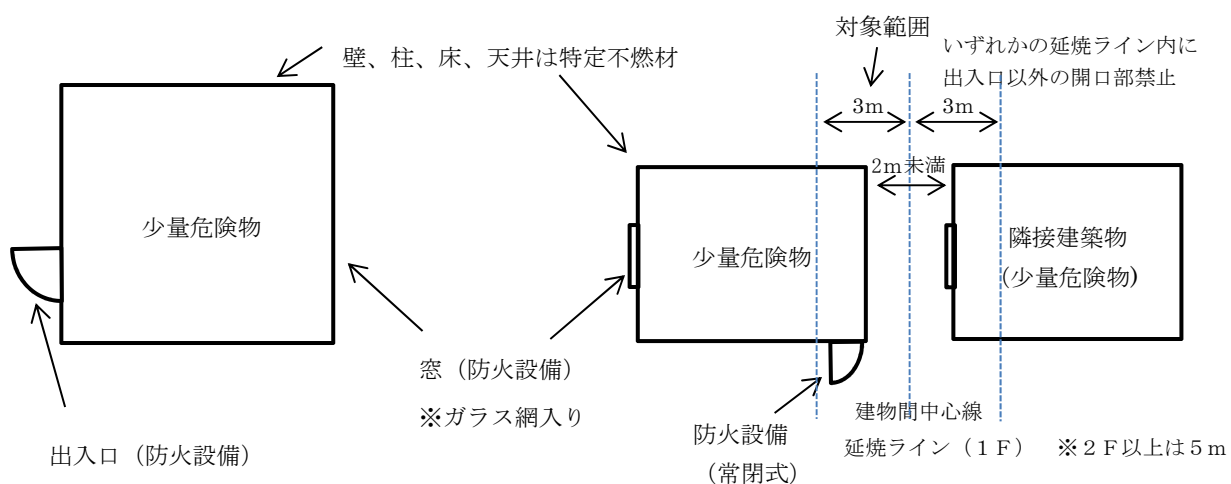
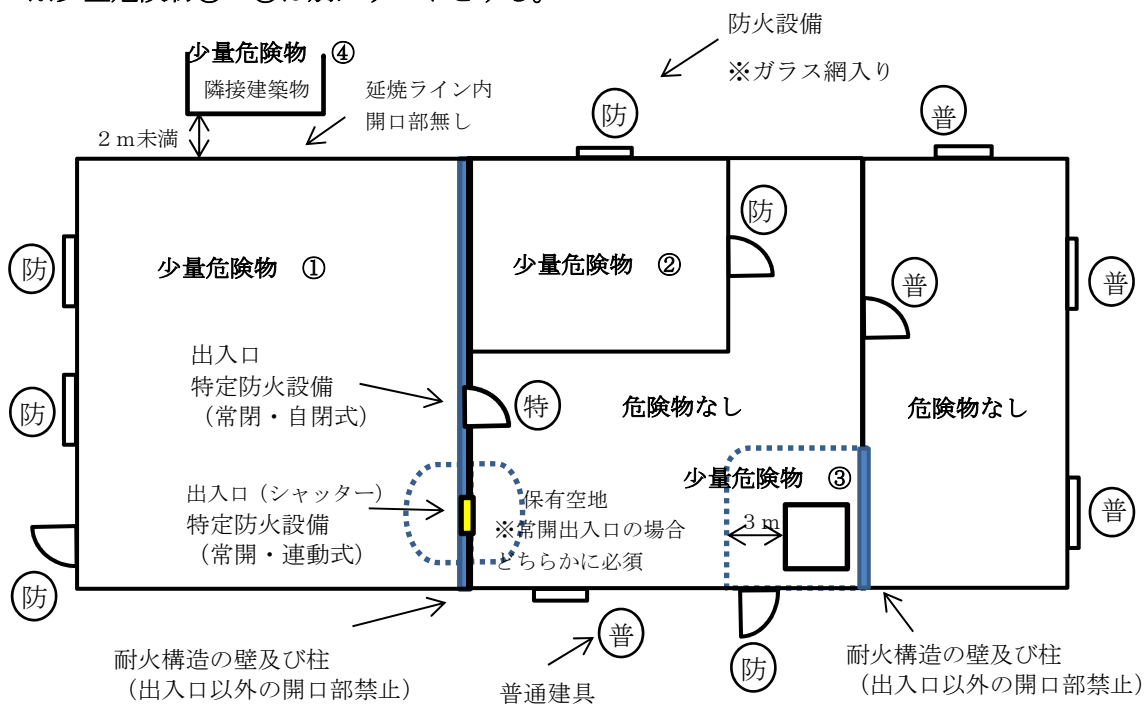


図 ア

図 イ

(4) 複合例 (1)～(3)を複合したもの

※少量危険物①～④は別カウントとする。



- 2 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
第1項第1号不燃区画例及び同項第3号外壁例による。
- 3 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合
階ごとに防火上有効に区画された場所とする。
- 4 その他特殊な場所の場合その都度協議するものとする。

屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造設備の基準（条例第 35 条の 3 の 2）

【条文】

第 35 条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【留意事項】

1 室の構造（第 1 号）

構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体（保有空地例による場合を含む。）とする。
したがって、天井のない室にあっては、屋根を含むものとする。

2 防火設備（第 2 号）

少量危険物貯蔵取扱所の内外を隔てる隔壁等の開口部はすべて窓又は出入り口に該当する。ただし、「室」の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、材質が不燃材（ガラスを使用する場合は網入りガラス又は不燃フィルムが貼付されたもの。）であることを条件に防火設備としないことができる。

また、カーテン等で間仕切りする場合は、防災物品とする。ただし、壁、建具に類すると判断された場合は、不燃性のものとする。

3 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（第 3 号）

- (1) 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。
- (2) 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせ、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。
- (3) 原則すべての施設に危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、規制範囲外へ危険物の流出する恐れがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

4 架台の構造（第 4 号）

架台を設ける場合は、不燃材で堅固に造ること。

5 採光、換気（第 5 号）

(1) 採光

危険物の貯蔵及び取扱いに支障がないと認められる場合にあっては、照明の設備の設置をもって、採光の設備が設置されているものとみなす。

(2) 換気

ア 給排気口には、40メッシュ（引火点70℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合にあっては20メッシュ）以上の銅又はステンレスの引火防止網を設けること。ただし、防火ダンパーを設置した場合はこの限りではない。

イ 耐火構造としなければならない壁にある換気口及び換気用ダクトが貫通している場合は、防火ダンパーを設けること。

ウ 給排気口は、給気、排気に有効な位置に設けること。

エ 可燃性蒸気排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。

6 可燃性蒸気排出設備（第6号）

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が40℃未満の物質、引火点以上の温度にある物質又は可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱っている（吹付け、充てん、投入作業等を含む。）ものをいう。

(2) 可燃性蒸気排出設備については、次による。

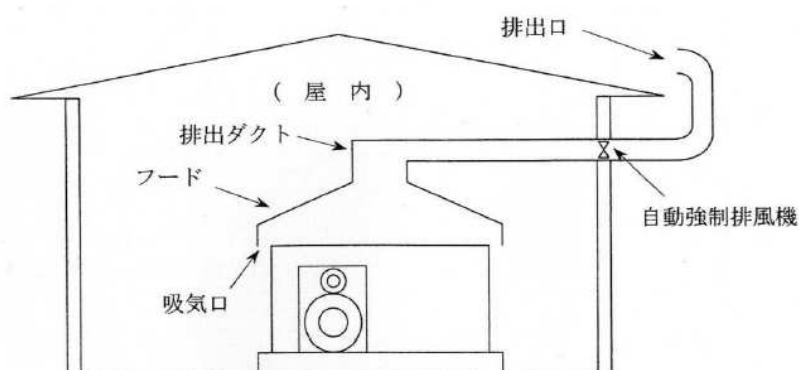
ア 「屋外の高所」とは、建築物の軒高以上又は地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいう。

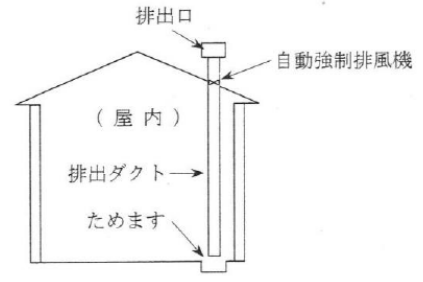
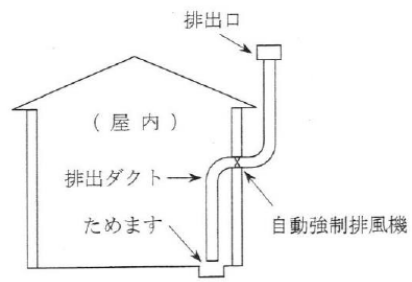
イ 排出する設備とは、自動強制排出設備（電動等で強制に排出する設備）又は強制排出設備（風力等で強制に排出する設備）をいい、次のa又はb例により設ける。

なお、自動強制排出設備（防爆型）を設置するよう指導し、局所の排出設備にあっては、可燃性蒸気の発生量を有効に換気できる能力（発生源を中心として半径2mの球体に囲まれた範囲を毎時15回以上の排出量）、室全体に対する排出設備にはあっては、当該室内の空間容積を毎時5回以上換気できる能力を有するものを指導すること。

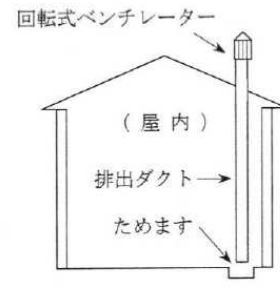
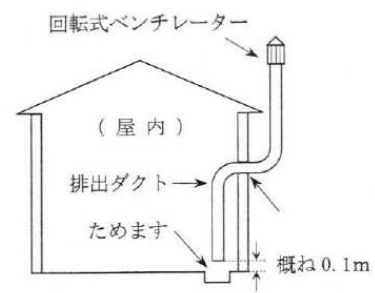
ウ 可燃性蒸気又は微粒が空気より重い場合にあっては、排出ダクトの下端は、貯留設備の上部で地盤面又は床面から概ね0.1m～0.2mの間隔を保つように設けること。

a 自動強制排出設備の例





b 強制排出設備の例

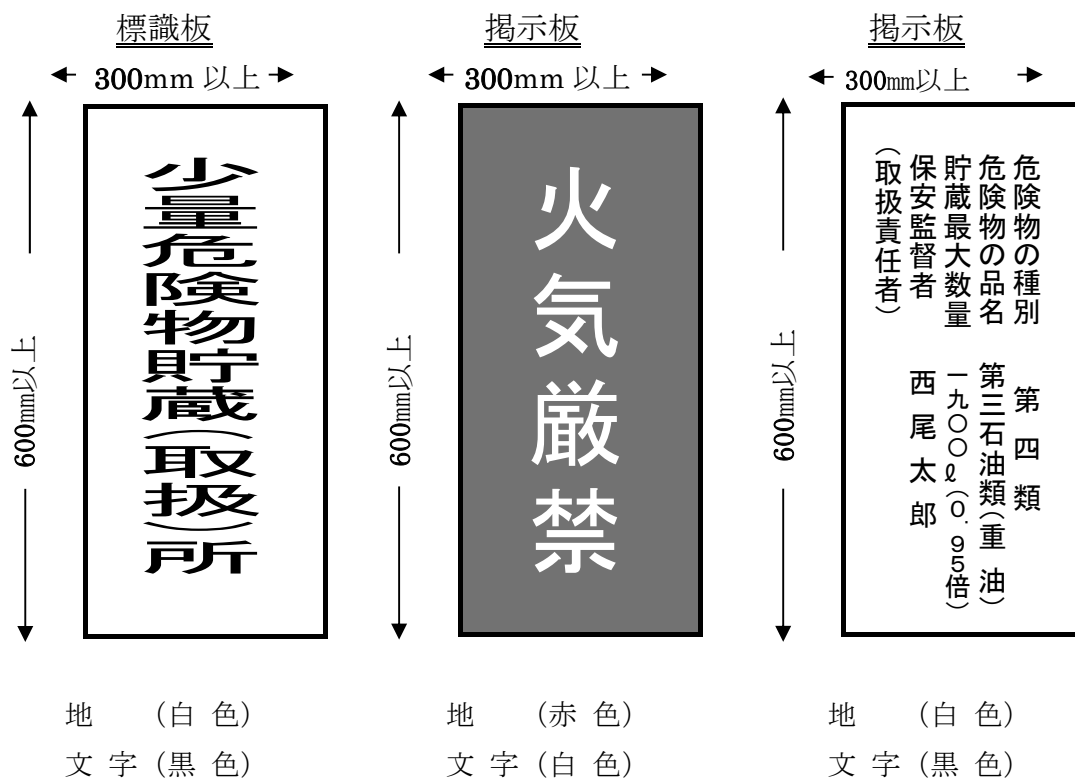


少量危険物の届出書類

- 1 少量危険物（指定可燃物）貯蔵取扱いの設置（変更）届出書
- 2 案内図
- 3 配地図
- 4 平面図：消火器（10 型 1 本以上）、標識板・掲示板の設置位置
- 5 タンクで貯蔵する場合は検査済証及び構造明細図
- 6 配管図、消費施設構造図、危険物データベース等

※ 2 部提出

※ 施設の工事等は消防署の審査後に行ってください。



* 掲示板については、必要に応じて「火気注意」・「禁水」

危険物の計算 (例)

保有数量をそれぞれの指定数量で除して倍数を求めます。

類・品名	性質	代表物品名	指定数量	保有量	倍数
第4類 第1石油類	非水溶性	ガソリン	200 ℓ	100 ℓ	0.5
第4類 第2石油類	非水溶性	灯油・軽油	1,000 ℓ	20 ℓ	0.02
第4類 第3石油類	非水溶性	重油	2,000 ℓ	800 ℓ	0.4
第4類 第4石油類		ギヤー油	6,000 ℓ	30 ℓ	0.005
				倍数の合計	0.925

倍数の合計が 0.925 (0.2 以上 1 未満) で少量危険物の基準が適用される。

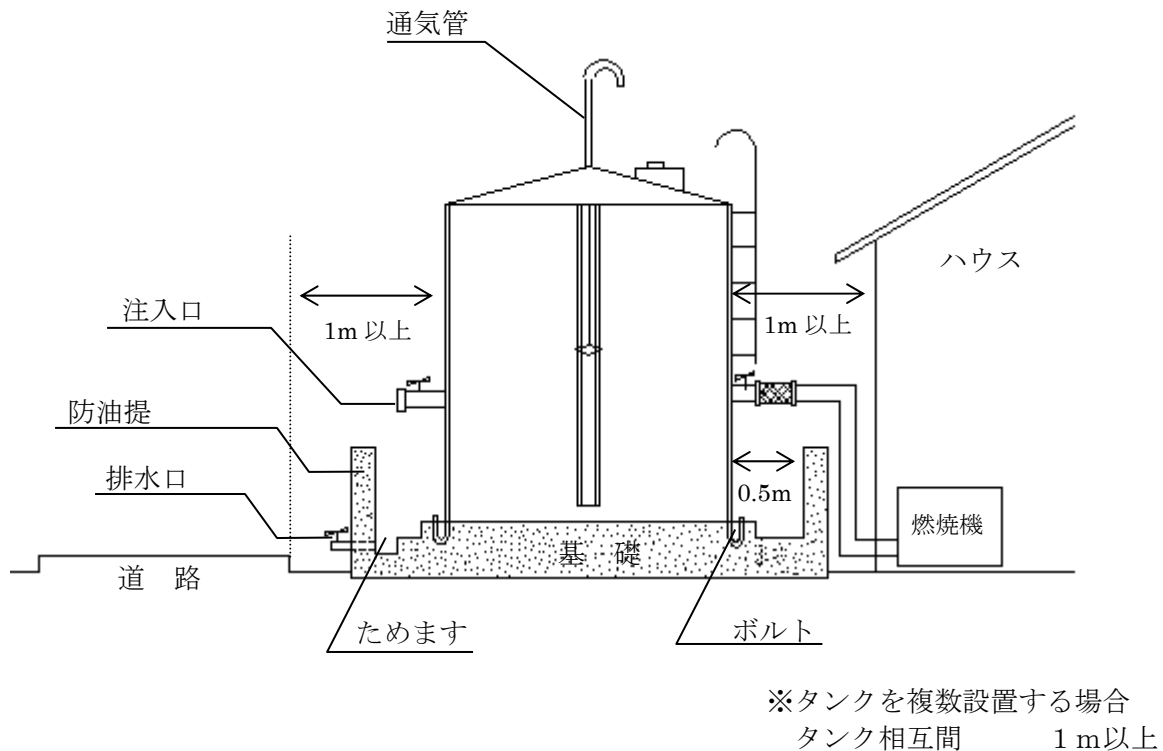
少量危険物 貯蔵の設置届出書
~~指定可燃物~~ 取扱いの~~変更~~

年 月 日				
（宛先）西尾市消防長 届出者 住所 西尾市矢曾根町〇〇1－1 株式会社 〇〇農園 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 (0563) 56-0119 西尾市火災予防条例第56条の規定により 少量危険物 の設置変更を届け出ます。				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地	西尾市矢曾根町〇〇1－1		
	名 称	株式会社 〇〇農園		
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1 日 最 大 取 扱 数 量
	第4類	第 3 石油類 （重油）	1900 L （0.95倍）	—
貯蔵又は取扱方法の概要	屋外タンクに重油を貯蔵し、暖房機の燃料とする。			
貯蔵又は取扱場所の位置 構造及び設備の概要	農業ハウス北側に屋外タンク（防油堤あり）を設置し、 暖房機へ埋設配管で送油する。 ※別紙参照			
消 防 用 設 備 等 の 概 要	A B C 消火器 10型 1 本			
貯蔵又は取扱いの開始 予定期日又は期間	元号 〇年 〇月 〇日			
そ の 他 必 要 な 事 項	標識・掲示板を設置します。			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この届出書は、設置（変更）の前に2通提出すること。
- 3 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

少量危険物屋外タンク貯蔵所設置構造図（例）



1 防油堤について

- ・ 防油堤は、タンクから 0.5m以上離れた位置に設置すること。
- ・ 防油堤の内容積は当該タンクの危険物が流出した場合の全量収納できるものであること。
- ・ 防油堤は不燃材料（コンクリート、コンクリートブロック、鋼板等）で造り、危険物が地中等に浸透しない構造とすること。
- ・ 防油堤にはその内部の滞水を外部に排水するための水抜口を設けること。水抜口は、防油堤の外部に開閉弁を設けること。

2 タンクの基礎について

- ・ タンクの基礎は、コンクリートで造るものとする。
- ・ 架台は、不燃材料としタンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、且つ地震等の振動に十分耐えることができる構造とすること。

3 タンクの固定について

- ・ タンクを堅固な基礎又は架台上に固定すること。 但し、縦型タンクで高さが直径の1.5倍以下の場合はタンクを強固な基礎に水平にすえた状態で固定されたものとみなす。

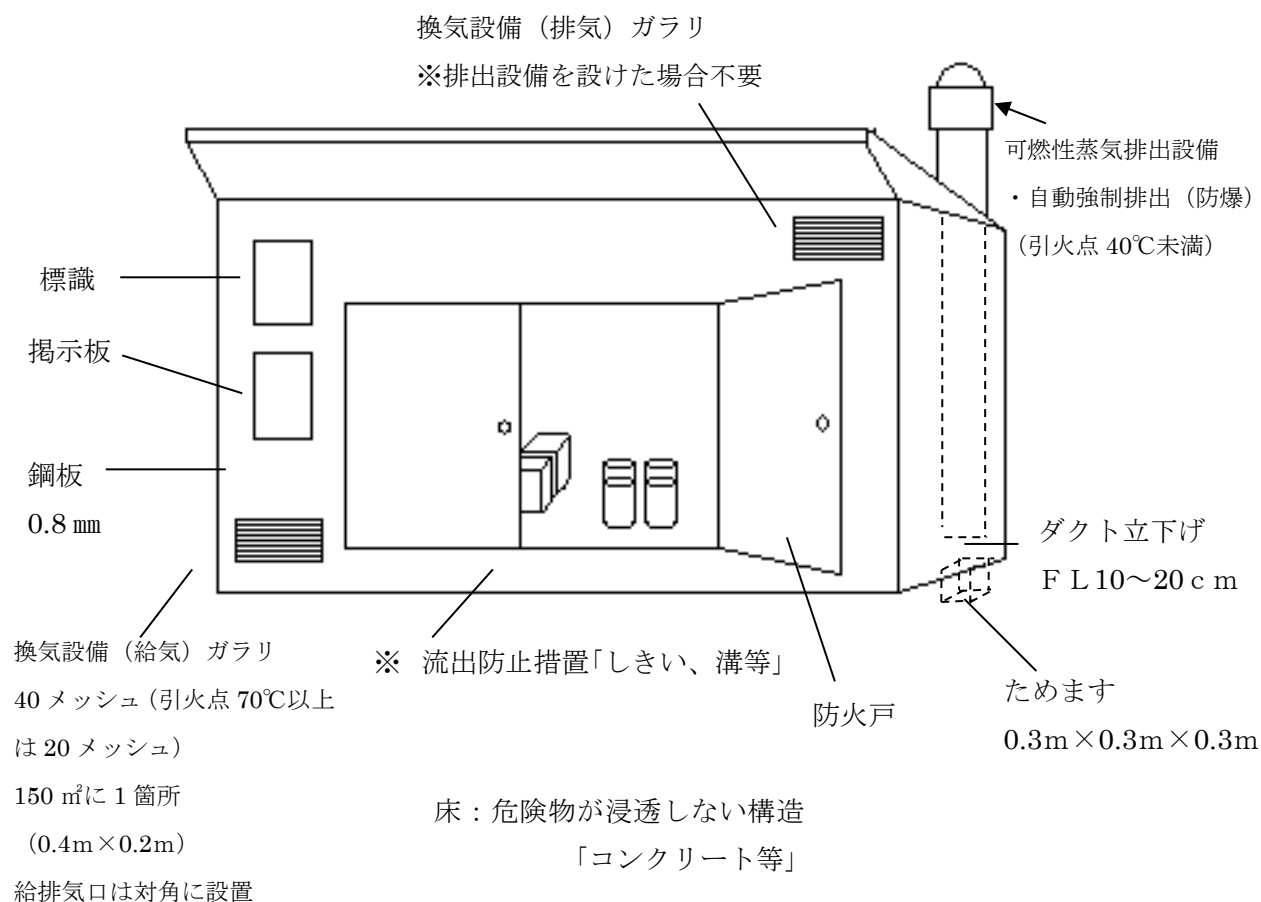
4 消火設備について

- ・ 第5種（10型以上）1本以上設置とすること。

5 保有空地について

- ・ タンク周囲幅 1 m以上又は防火上有効な塀（特定不燃材料 高さ 1.5m以上）

少量危険物屋内貯蔵所設置構造図（例）



西尾市火災予防条例（第 3 5 条の 3）

- 1 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
 - 2 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。
 - 3 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
 - 4 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
 - 5 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - 6 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ※ 架台には横さんを設置すること。